

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制 定 平成28年1月20日付け27経営第2612号

最終改正 令和5年11月30日付け5経営第2013号

第1 趣旨

総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

また、農業者が急速に減少する中で、将来にわたり持続的な食料供給を維持していく必要がある。

このため、担い手の育成・確保の取組と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、次に掲げる対策により構成する。

1 担い手確保・経営強化支援対策

この対策に必要な事項については、別記1に定めるものとする。

（1）融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手（以下「助成対象者」という。）が、主として融資機関から行われる融資を活用するなどして機械等の導入等の事業を行う場合（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（２）追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、助成対象者（別記１の第１の４の（１）のウの（ア）に規定する市町村が認める者及び別記１の第１の４の（１）のウの（エ）に規定する地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者を除く。）がプロジェクト融資を活用して融資主体型補助事業により機械等の導入等を行う場合に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

２ 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

この対策に必要な事項については、別記２に定めるものとする。

この事業は、認定農業者等（別記２の第３の４の（１）に規定する助成対象者）が、担い手育成計画を策定し、今後、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において農業を担う者として位置付けられることが見込まれる新たな担い手に対し、マーケットニーズに応じた生産・加工や販路開拓等の実務指導等を行うことで、地域農業の生産性・持続性の向上を実現する取組への経費について助成を行う事業とする。

第４ 事業の推進体制等

- １ 事業実施主体は、本事業の周知及び要望の把握等を的確に行い、適切な実施及び農業者における実施機会の公平性を確保するものとする。
- ２ 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の３の経営サポート活動又は就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- ３ 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関及び関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- ４ 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

- 1 事業実施主体は、助成対象者の経営発展、農地の集積・集約化等の円滑な推進等を図るため、担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるとともに、助成対象者の農作業安全対策の取組促進や意識の向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけるものとする。
 - ① 経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関の積極的な活用
 - ② 自然災害や感染症、大事故が発生した場合に、中核となる事業の継続や可能な限り短時間での復旧が可能となるよう、農業版BCP（事業継続計画）の策定
 - ③ 着実な経営発展に向け、自らの農業経営を客観的に把握し経営管理を行うことができるよう、青色申告の実施
 - ④ 持続可能な食料システムの構築を図るために生産現場で求められる取組の理解が醸成されるよう、みどりのチェックシートによる自己点検の実施

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 都道府県知事及び事業実施主体は、作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、融資主体型補助事業等の実施等に係る関係書類等について、電磁的記録による保管や電子メールによる提出を認め、又、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイト等において閲覧が可能な資料については提出を求めないなど、農業者の事務負担の軽減に努めるものとする。
- 4 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 6 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（経営体育成支援事業実施要綱第3の1の（2）及び2の（2）に掲げる事業をいう、以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第10号）により行うものとする。

なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

また、目標年度の翌年度以降に当該成果目標のうち必須目標が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該成果目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。
ただし、成果目標の達成状況の報告については、別記の第2（1のなお書きを除く。）及び第3の規定によるものとする。

附 則（令和3年1月28日付け2経営第2557号）

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙様式第2号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月20日付け3経営第2243号）

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和４年12月２日付け４経営第2045号）

- １ この要綱は、令和４年12月２日から施行する。
- ２ この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、別記の第２及び第３の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和５年11月30日付け５経営第2013号）

- １ この要綱は、令和５年11月30日から施行する。
- ２ この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第２及び第３の規定を除き、なお従前の例による。

新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

第 1 趣旨

今後、人口減少社会が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、現在の担い手ではカバーし切れない農地を担う新たな担い手を生み出していく必要がある。

このため、認定農業者及び市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者（以下「基本構想水準到達者」という。）等により構成された組織（以下「認定農業者等」という。）を設立し、新たな担い手を目指して就農しようとする者（以下「就農希望者」という。）の参画・育成を図ろうとする取組を支援し、地域農業の生産基盤の維持・強化を図る。

第 2 目標

認定農業者等が、地域農業の持続性を確保するために、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成すること。

第 3 事業の実施

1 事業の実施方針

市町村が策定する市町村事業実施計画（別紙様式第 1 号。以下「市町村計画」という。）に基づき、認定農業者等が就農希望者の参画・育成を図るため、担い手育成計画（別紙様式第 2 号。以下「育成計画」という。）を定め、その達成に向けた取組に対して助成する。

2 事業実施地区

本事業は、本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている区域又は地域計画の策定に向けた工程表が策定され、令和 5 年度中に協議の場の設置を行う予定の区域を対象とする。

3 事業実施主体

市町村とする。

4 事業内容

（1）助成対象者

本事業の助成対象者は以下のアからオまでの要件を全て満たす認定農業者等であること。

ア 地域計画で位置付けられることが確実な認定農業者又は市町村基本構想水準到達者を複数含む 3 名以上の農業者で構成されていること。ただし、上記の認定農業者及び市町村基本構想水準到達者を複数確保することが難しい場合は、1 名は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者とし、それ以外の 1 名は認定新規就農者、法人化が確実と見込まれる集落営農又は地域農業関係組織の役員（農事実行組合、多面的機能支払交付金の活動組織、水利組合、農業委員会、土地改良区等の地域農業に責任のある者）とすること。

イ 規約・定款を有し、構成員で機械等の共同利用、農作業の受託又は農業経営等を行うものであること。

ウ 市町村の策定する地域計画（案及び協議結果の取りまとめを含む。）に位置付けられること。

エ 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）の対象ではないこと。

オ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）のうちサポート体制構築事業の対象ではないこと。

（2）助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

ア 担い手育成計画の策定

助成対象者は、育成対象となる就農希望者を選定し、育成計画を策定する。なお、市町村等関係機関は、助成対象者の求めに応じて書類作成等のサポートを行うように努める。

イ 担い手育成計画の達成に向けた取組

助成対象者は、取組内容を記載した育成計画の達成に向けた取組を実施する。

ウ 助成対象となる経費及び補助率

イに係る助成対象となる経費及び補助率は、別表 1 に掲げるとおりとし、他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

第4 成果目標

- 1 本事業の成果目標は、担い手の育成に関する目標とし、別表2の表に掲げる目標項目及び目標水準とする。
- 2 目標年度
成果目標の目標年度は、第5の3の事業実施計画の承認のあった日の属する年度から起算して5年度目とする。

第5 実施手続

- 1 事業実施主体は、助成対象者の育成計画を精査した上で、市町村計画を作成し、別紙様式第3号により都道府県知事に承認の申請をするものとする。
作成に当たっては、以下について確認等するものとする。
 - (1) 助成対象者が位置付けられている地域計画や当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意すること。
 - (2) 育成計画に記載された成果目標について、別表3のポイント配分基準表に基づきポイントを算定すること。
 - (3) 成果目標及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠、当該年度に実施予定の取組の積算根拠等について、客観的な資料により確認すること。
- 2 都道府県知事は、1により提出されたものについて精査した上で、都道府県事業実施計画（別紙様式第4号。以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第3号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ承認の申請をするものとする。
なお、申請に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを十分に確認するものとする。
 - (1) 助成対象者の取組が、地域のモデル的な取組としての担い手の育成効果の発現が見込まれるものであること。
 - (2) 成果目標が助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該助成対象者及びその実施地区の発展につながるものであること。
また、市町村が算定したポイントに係る成果目標の設定根拠及び現状の根拠が明確となっているものであること。
 - (3) 就農希望者が目標地図に位置付けられることが確実と判断できること。
 - (4) 就農希望者は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者でないこと。これらを目指す意思を有することが確認できること。
 - (5) 現在、就農希望者は農業法人等との雇用契約を結んでいないこと。
 - (6) 助成対象となる事業内容が、第3の4の（2）のイの規定に適合するものであること。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された内容を審査し、適当と認められる場合には、その計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、3によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、事業実施主体に対して、速やかに承認した旨の通知をするものとする。

第6 事業の着手

- 1 本事業は、原則として、事業実施主体が、助成対象者に対して助成金の交付の決定を行った後の取組を対象とする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があると認められるときは、事業実施主体である市町村が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、助成対象者は事業実施主体に交付決定前着手届を提出している場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に事業に着手する場合は、事業の内容が明確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着手するよう指導するものとする。
また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。
なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の日付及び着手の年月日等を記載するものとする。

- 3 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に着手する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着手の後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着手した場合には、助成対象者に着手届を提出させるものとする。ただし、1の交付決定前着手届を提出している場合は、この限りではない。
- 5 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

第7 市町村事業実施計画の重要な変更

市町村計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあたっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 助成対象者の変更
- (3) 助成対象者の事業内容の新設
- (4) 就農希望者の変更

第8 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が当該年度の事業を完了した場合には、事業完了届を提出させるものとする。この場合、市町村は当該事業完了届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

第9 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成に向けた各年度の目標達成状況の報告を受け、当該目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、成果目標の達成に向けて必要と判断したときは、事業実施主体に指導等を行うものとする。
都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、当該年度における目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長等からの報告を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第10 対策の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における実施計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。
事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び目標達成に向けた改善措置等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第8号）により整理して、都道府県知事に併せて報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、実施計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき及びその他必要と判断したときは、事業実施主体

に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、目標年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導等を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合等は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、期間を延長した上で成果目標の変更等適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長等からの報告を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第11 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。
また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。
- 5 事業実施主体は、就農希望者の確保を含めて助成対象者へ助言・指導する場合、必要に応じて農業経営・就農支援センター等と連携して行うものとする。
- 6 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等を電子メールにより提出させるなど事務負担の軽減に努めるものとする。

第12 国の助成措置等

国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下により算定された配分額を都道府県に配分するものとする。

- (1) 事業実施主体は、育成計画に記載された成果目標等の取組を別表3のポイント配分基準表に基づきポイント化し、そのポイントを合計して採択ポイントを算定する。
- (2) 国は、算定された採択ポイントの高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の取組に係る補助金の要望額を配分額とする。

第13 関係書類の整備

助成対象者、事業実施主体及び都道府県は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次の1から4までに掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。

1 計画書関係

【助成対象者の場合】

- (1) ポイント配分基準に基づくポイントの根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

(3) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

【事業実施主体の場合】

(1) ポイント基準に基づくポイントの根拠を確認した資料

(2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

(3) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料

(4) 各実施計画の根拠となる資料

(5) 第9の目標達成状況の報告等及び第10の事業の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

(1) 予算書及び決算書

(2) 分（負）担金賦課明細書

(3) その他

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

第14 フォローアップ等

1 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。

また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

3 都道府県知事は、2に基づき報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事に対し、指導・助言するものとする。

5 事業実施主体は、実施計画に位置付けられた助成対象者の経営状況を把握するとともに、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

6 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。

7 事業実施主体は、助成対象者における農作業安全対策の取組促進や意識向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

第15 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

別表 1

助成対象経費の内容及び補助率

区分	内 容
備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入並に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）
消耗品費	事業を実施するための、原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
役務費	事業実施主体や取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（農作業等）を他の事業者等に委託するために必要な経費
旅費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。助成対象者に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程等によることができるものとする。
その他	事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、収入印紙代、損害保険加入費等の雑費など他の費目に該当しない経費。

補助率	定額。補助上限は300万円とする。ただし、就農希望者が複数であって、時期、場所、耕種が別の場合は補助上限を500万円とする。
-----	--

別表 2

成果目標の目標水準

目 標 項 目		目 標 水 準 (採択年度から目標年度の目標)
助成対象者	(1) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組み、販売金額を増加させる。
	(2) 多品目栽培の実施	高収益作物の品目数を増加させる。
	(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等に取り組み、販売金額を増加させる。
就農希望者	(4) 地域計画の目標地図に位置付けられること	就農希望者が地域計画の目標地図に位置付けられる。

※ (4) の成果目標は必須。

別表 3

ポイント配分基準表

○就農希望者ポイント（就農希望者 1 人につき）

項 目	点 数
（１）就農希望者が60歳以下である	年齢に応じて加点 60歳以下である・・・1点 50歳以下である・・・3点 40歳以下である・・・5点

○取組ポイント

項 目	内 容	点数
（１）高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	高収益作物等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
（２）多品目栽培の実施	目標年度までに高収益作物の品目数を拡大する。	品目数の増加に応じて加点 1品目・・・1点 2品目・・・2点 3品目以上・・・5点
（３）加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
（４）研修計画の作成	育成計画に、就農に必要な知識や技術を習得できる研修計画を作成することとしている。	2点
（５）販売管理手法等の習得	育成計画に、就農希望者に対して、組織の認定農業者等の有する①販路や②販売管理手法を習得できる実習が含まれている。	①と②で5点 いずれかの場合は2点
（６）組織の育成体制	定款・規約において、就農希望者を支援するための複数の担当者あるいは部署が決まっている。	2点

○地域ポイント

項目	点数
(1) 中山間地ルネッサンス事業の対象地区である※	5 点
(2) 地域計画が策定されている	協議が行われ、その結果を取りまとめている・・・2 点 目標地図の素案が作成されている・・・・・・・・・・4 点 地域計画（案）が策定されている・・・・・・・・・・5 点

※中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者の取組。

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策 〇〇市町村事業実施計画

都道府県名		市町村名		地区名	
助成対象者名		代表者名			

1 事業計画

(単位：円)

項 目	事業費 $F = A + B + C + D + E$	負担区分					備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	助成対象者負担 D	その他 E	
事業費							
内 容							

2 就農希望者の概要

氏名	生年月日	地域計画（目標 地図）に位置付 ける予定年度	認定農業者・市町村基 本構想水準到達者を目 指す意思がある※	農業法人等 との雇用関 係がない※	備考
			☐	☐	
			☐	☐	

※該当の有無を確認し、□をチェックすること

3 事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電 話 E-mail	TEL E-mail	事務担当者	(役職) (氏名)

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- ・ 別紙様式第1号別添及び別紙様式第2号
- ・ 助成対象者の定款又は規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ・ 地域計画が策定されている場合には、助成対象者が位置付けられている地域計画
- ・ 地域計画が策定されていない場合には、工程表、地域計画（案）等
- ・ その他、都道府県知事が必要と認める書類

(注) 添付資料について、助成対象者のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該外部サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号別添
(1) 総括表

No	都道府県名	市町村名	助成対象者名	助成事業							
				事業費等		補助上限 500万円 に該当する 場合は「1」、 しない場合は 「2」を記入。	（１）就農希望者の年齢		（２）高収益 作物等の導入・ 拡大	（３）多品目 栽培の実施	（４）加工品 や直売等の導入・ 拡大
				事業費 （円）	国庫補助金 （円）		1 人 目	2 人 目			
（1）	（2）	（3）	（4）	（5）	（6）	（7）	（8）	（9）	（10）	（11）	（12）

ポイント						採択ポイント (18) ÷ (6) × 100万円	備考
(5) 研修計画の作成	(6) 販売管理手法の習得	(7) 組織の育成体制	(8) 中山間地農業ルネサンス	(9) 地域計画が策定されている	基礎ポイント		
(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)

(2) 個別表

No	都道府県名	市町村名	助成対象者情報								事業内容	
			助成対象者の整理番号	助成対象者名	助成対象者の区分(地域計画への位置付け)		助成対象者の詳細					
							経営形態の別の区分		認定農業者等			
							整理番号	区分 1: 位置付けられた組織 2: 位置付けられることが確実である組織	整理番号	区分 1: 法人以外 2: 法人		
												区分 1 高収益作物の導入 2 経営多角化

具体的な内容		経費情報										
助成対象者ごとの整備内容の整理番号	事業内容 (取組内容)	本則の課税事業者は「1」、簡易課税事業者又は課税事業者でない場合は「2」を記入。不明な場合は空欄						消費税仕入控除税額		補助上限500万円に該当する場合は「1」、しない場合は「2」を記入。	新たな担い手	
								1人目の年代	2人目の年代			
			事業費 (円)	国費 (円)	都道府県非 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	除税額 (円)	うち国費 (円)		区分 1 60歳以下 2 50歳以下 3 40歳以下	区分 1 60歳以下 2 50歳以下 3 40歳以下

ポイント算定

成果目標																							
高収益作物等の導入・拡大								多品目栽培の実施								加工品や直売等の導入・拡大							
現状値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	増加額	単位	現状値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	増加額	単位	現状値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	増加額	単位
							万円								品目								万円
							万円								品目								万円
							万円								品目								万円
							万円								品目								万円

組織の取組			地域の状況	
研修計画の作成 (該当すれば1を記入)	販売管理手法の習得 区分 1 販路のみ 2 販売管理手法 3 両者	組織の育成体制 (該当すれば1を記入)	中山間地農業ルネッサンス事業の対象地区である(該当すれば1を記入)	地域計画の策定状況 区分 1 協議が行われ、その結果を取りまとめている 2 目標地図の素案が作成されている 3 地域計画(案)が策定されている

担 手 育 成 計 画

都道府県名		市町村名	
地区名		助成対象者名	
代表者名		構成員数	

1 地域の現状及び課題

--

2 地域の活性化に向けた方針

--

3 スローガン

--

4 担い手の育成

(1) 組織の主な取組内容（経営面積、主な作物の生産規模、作業受託、所有機械等）

--

(2) 認定農業者等構成員

No	属性	氏名	経営内容・規模	備考

※属性は、認定農業者、基本構想水準到達者等を記載

※認定農業者又は構想水準到達者を複数確保できない場合にはその理由と、認定農業者又は基本構想水準到達者の代わりとなる者を選定した理由を、備考欄に記載

(3) 就農希望者

氏名	農林 太郎	水産 次郎
年齢		
住所		
家族構成		
農作業に従事できる頻度		
本格的就農予定年		
備考		

(4) 育成体制及び内容

育成責任者	
目標（就農希望者の5年後の姿、営農規模、組織との関係）	
目標を達成するための指導内容（取組作物、機械作業、所得確保支援、生活支援等）	
期待されるスキルや能力	

※就農希望者と農業生産組織の代表者らと十分話し合って記載すること。

5 事業実施計画

項目	取組内容	事業量	事業費（円）		備考
			助成額	その他	
1 高収益作物の導入					
2 経営の多角化					

※助成対象者が課税事業者の場合は、備考欄に事業費に含まれる「消費税額及び減額した国費額」を記載する。簡易課税事業者及び免税事業者については、「該当なし」、不明な場合は「含税額」と記載する。なお、任意組織の場合は、構成員の課税状況に応じて、消費税額の控除を行う必要がある。

6 成果目標

成果目標に設定する項目の「□」にチェックを入れること。

	項 目	内 容	現状	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
			R5 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
☐	収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売増加（高収益作物等の販売金額：万円）						
☐	多品目栽培の実施	高収益作物の品目数の増加（品目数：品目）						
☐	加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売増加（加工品等の販売金額：万円）						
☐	地域計画の目標地 図への位置付け	位置付けられた年度に1を記載 （複数人の場合は人数を記載）						

※実績数値は下線を引くこと。

7 添付書類

- (1) 事業費の算定の根拠となる、見積書や取組内容の詳細が分かる資料。
- (2) その他、記載事項が妥当であること。

別紙様式第 3 号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿
(〇〇地方農政局長 殿)
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 〕

〇〇市町村長
(〇〇都道府県知事)
〇〇 〇〇

令和 5 年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策実施計画
(又は都道府県実施計画) の承認申請について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年 1 月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依
命通知)別記 2 の第 5 の 1 又は第 5 の 2 に基づき、関係書類を添えて申請する。

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策
〇〇都道府県事業実施計画

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 都道府県事業実施計画

(単位：円)

項 目	事業費 $F = A + B + C + D + E$	負担区分					備 考
		国庫 A	都道府県費 B	市町村費 C	助成対象者負担 D	その他 E	
事業費							

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
助成事業	円	円	円	円	
計					

〔添付資料〕

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第1号及び別紙様式第1号別添、別紙様式第2号
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(注) 交付申請時に本様式を準用する場合は、都道府県交付要綱を添付すること。

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長
〇〇 〇〇

令和 5 年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策目標達成状況報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の第 9 の 1 又は第10の 1 に基づき、別添のとおり報告する。

目標達成状況報告書（〇年目）

都道府県名	市町村名	助成対象者名	採択年度	目標年度
			令和5年度	令和9年度

1 助成対象者の成果目標

項 目	現状	目標達成状況 (上段：計画、下段：実績)					〇年目 達成状況 (%)	実績を確認し た資料名等
		1年目 (採択年度： R5年度)	2年目 (R6年度)	3年目 (R7年度)	4年目 (R8年度)	5年目 (目標年度： R9年度)		
① 高収益作物等の導入・拡大								
② 多品目栽培の実施								
③ 加工品や直売等の導入・拡大								
④ 地域計画の目標地区への位置付け								

2 達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）

--

（添付書類）

・達成状況を確認できる客観的な資料。

（注）添付資料について、助成対象者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該外部サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〔記入要領等〕

- 1の「現状」欄と「目標達成状況」欄の上段には助成事業等実施内容（内訳）（別紙様式第2号別添1）の（2）の成果目標の設定状況の「現状」、「〇年目」欄の内容を記入、下段は、当該年度の実績を記載し、「〇年度目標達成状況（%）」欄はその年度の計画に対する達成状況を、 $(\text{実績}-\text{現状})/(\text{年度計画}-\text{現状}) \times 100$ により求め、記入するものとする（小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。）。なお、年度計画と現状値が同じ場合は「－」を記入するものとする。
- 2の成果目標に係る達成状況は、助成事業等実施内容（内訳）に掲げた経営体の成果目標の項目について、助成対象者毎に記入する。
- 「2 達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。
また、目標年度において目標が達成されていない場合は、別途、別紙様式第8号により助成対象者ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇都道府県知事
〇〇 〇〇

令和5年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策点検評価等報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依
命通知）別記2の第9の2又は第10の2に基づき、別添のとおり報告する。

目標達成状況報告書（都道府県）

都道府県名	
-------	--

市町村名	助成対象者名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

- （注） 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長等へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標が達成している地区の場合は「－」を記入する。なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

番 号
年 月 日

経営局長 殿

〇〇地方農政局長

令和〇〇年度新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策点検評価等報告書の提出について

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の3又は第10の4に基づき、別添のとおり報告する。

目標達成状況報告書（地方農政局等）

地方農政局等名	
---------	--

都道府県名	市町村名	助成対象者名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容を踏まえた 地方農政局長等の所見(評価)及び指導内容

- （注）
- 1 地方農政局長等は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
 - 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対して指導内容を踏まえた所見（評価）及び指導内容を記入する。
 - 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	助成対象者名	採択年度	目標年度
			令和 5 年度	令和 9 年度

I 助成対象者ごとの成果目標の未達成理由等

成果目標項目	目標未達成となった主な理由等

II 目標達成に向けた改善措置及び達成見込時期等

〔記入要領〕

- I の「目標未達成となった主な理由等」欄については、助成対象者の成果目標の項目ごとに未達成の主な理由を記入する。
- II の「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。